

危険な道路はどこ？

～『交通安全対策を実施すべき区間』を
データと地域住民の声を基に定めます～

- 国土交通省では、道路事業の透明性・効率性を一層高めることを目的として、交通事故対策に関し、データや地域住民の声等に基づく「成果を上げるマネジメント」の取組みを進めています。
- 取組みでは、直轄国道を対象として、交通安全に係る地域課題を踏まえ、△事故率[※]が大きい区間の内、道路の対策により交通事故の削減効果が見込まれる区間△地域住民の意見を踏まえた潜在的に事故の危険性がある区間を、各県毎に事故危険区間（交通安全対策を実施すべき区間）として定め、今後、事故対策を行う区間の候補として位置づけます。
- 事故危険区間は、各県毎に設置する第三者委員会で議論いただき決定することとしており、今年12月を目途に「事故危険区間リスト」として公表予定です。

※事故率：死傷事故率。1万台の車が1万キロ走行した場合に起こる死傷事故の件数であり、事故の起りやすさの程度を示す指標。

平成22年11月12日
国土交通省 四国地方整備局
道路部 道路管理課

※本施策は、四国圏広域地方計画「No.5圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取組みに該当します。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局道路部 道路管理課

tel : 087-851-8061 (代)

tel : 087-811-8325 (ダイヤルイン)

課長

こうの
河野
ひのきだ

いちろう
一郎
ゆきのぶ

◎課長補佐

檜田

ゆきのぶ
幸伸 (内線4411)

◎主な問い合わせ先

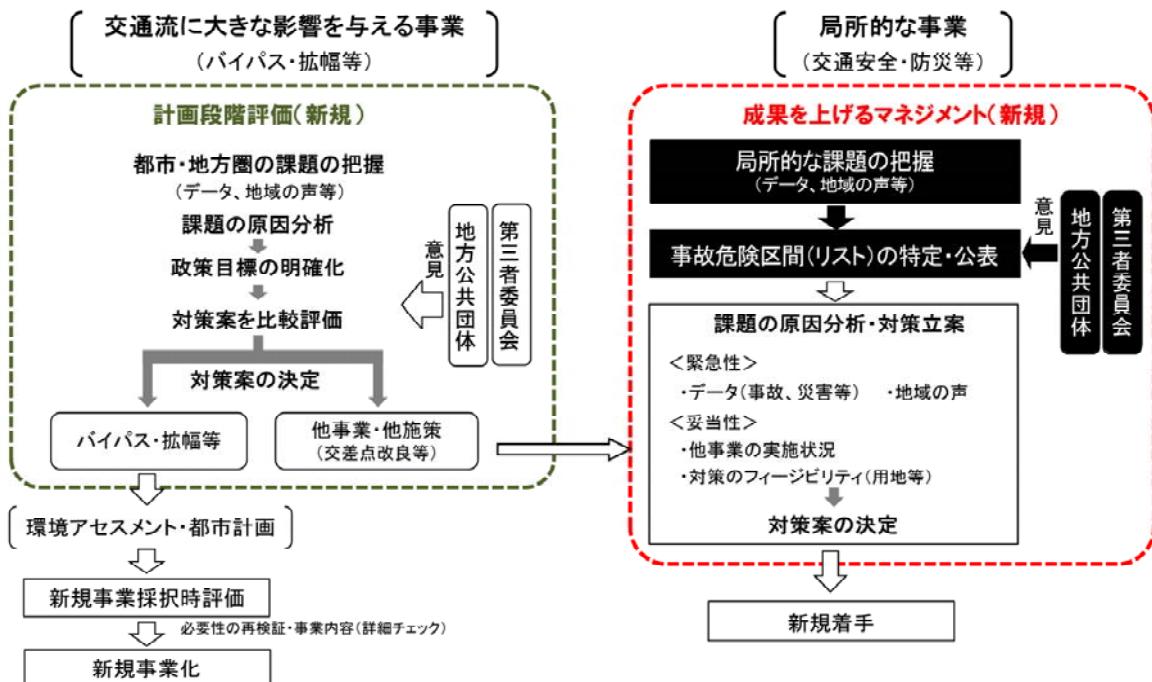
1. 「成果を上げるマネジメント」について

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管公共事業の事業評価における今後の新たな取組として、「政策目標型事業評価の導入についての基本方針（案）H22.8.9」が公表されたところです。

これを踏まえ、国土交通省では、道路事業においても、事業の透明性・効率性を一層高めるため、バイパス・拡幅事業等について計画段階評価を導入するとともに、交通安全事業のような局所的な事業に対し、データや地域住民の声等に基づいた「成果を上げるマネジメント」の取組を導入しています。

政策目標評価型事業評価の導入に係る取組み（道路事業）

道路事業の透明性・効率性を高めるため、バイパス・拡幅事業等に計画段階評価を導入するとともに、局所的な事業に対し、データ等に基づく「成果を上げるマネジメント」の取組みを導入。

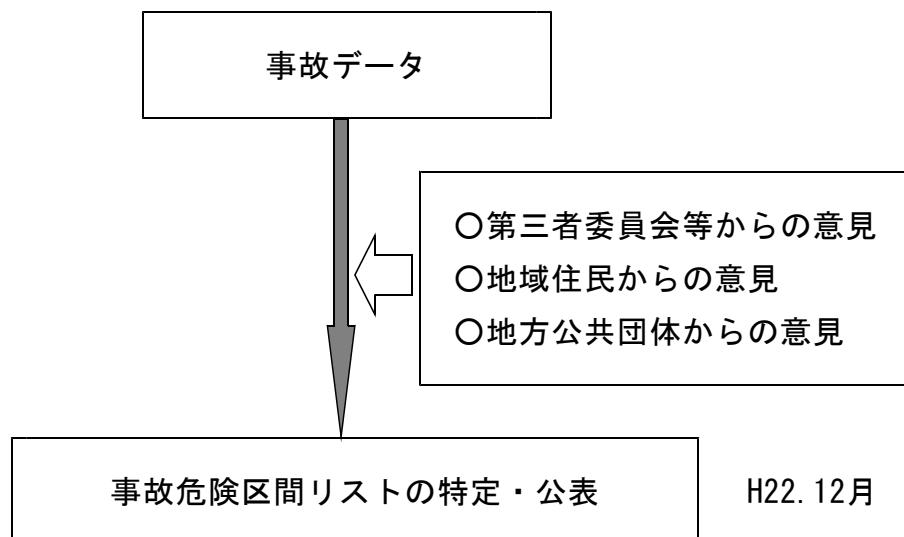


http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000097.html

※黒塗り部分が今回の記者発表内容

2. 事故危険区間リストの公表に向けて

事故危険区間（交通安全対策を実施すべき区間）リストは、事故データ以外に、各県毎に設置する第三者委員会や地方公共団体、地域住民の意見・要望等を元に特定し、今年12月を目途に公表する予定です。



●第三者委員会の開催予定

県名	開催時期	委員会名称
徳島県	第1回：H22年11月下旬 第2回：H22年12月	徳島県道路交通環境安全推進連絡会議
香川県	第1回：H22年11月19日 第2回：H22年12月	香川県交通事故対策会議
愛媛県	第1回：H22年11月5日 第2回：H22年12月	愛媛県道路交通環境安全推進連絡会議
高知県	第1回：H22年11月24日 第2回：H22年12月	高知県道路交通環境安全推進連絡会議

- ・各第三者委員会の開催については、各県で記者発表する予定です。
- ・各第三者委員会は、公開としますので、当日取材が可能です。